

ボランティア活動に関する協定書

八王子市（以下「甲」という。）と東京工科大学（以下「乙」という。）及び日本工学院八王子専門学校（以下「丙」という。）は、以下のとおりボランティア活動に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び甲の関係機関が行う事業、町会・自治会が行う行事等に、乙及び丙の学生がボランティアとして参加できる機会を甲が提供することにより、学生のボランティア活動を推進し、地域社会の活性化を図るとともに、学生の八王子地域への愛着や理解を深め、社会人基礎力の醸成、キャリア形成に資することを目的とする。

（役割）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を実現するために、次の役割を担う。

（1）甲は、乙及び丙の学生が参加できるボランティア活動の機会を提供し、その支援を行う。

（2）乙及び丙は、甲が提供するボランティア活動の機会に、乙及び丙の学生を積極的に参加させる。

2 この協定を円滑かつ効率的に運営するために、甲、乙及び丙のそれぞれに窓口を設置する。

（協定期間）

第3条 この協定書の有効期間は協定締結日から平成25年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の2か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも改廃の申し入れがない場合は、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第4条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、甲、乙及び丙が協議し決定する。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、署名の上、各々1通を保有する。

平成24年4月12日

（甲）八 王 子 市
八 王 子 市 長

石 森 孝 志

（乙）東 京 工 科 大 学
学 長

軽 部 征 夫

（丙）日本工学院八王子専門学校
学 校 長

千 葉 茂